

医療機器関連分野米国展開 PR 素材制作業務委託
に係る企画提案募集要項

令和 7 年 7 月

山梨県産業政策部成長産業推進課

1 業務の目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を県内一帯に集積する「メディカル・デバイス・コリドー構想」を実現するため、「メディカル・デバイス・コリドー推進計画」を策定し、医療機器関連産業への新規参入等を支援してきた。こうした中、更なる施策の展開を図り、構想の実現を加速化させるべく、現計画の「メディカル・デバイス・コリドー推進計画 2.1」では米国を主要ターゲットとしたグローバルサプライチェーンへの参入及び米国企業との取引拡大を図ることとしている。

そこで、本事業では県内企業の米国展開に向けて、本県の医療機器関連産業および施策をPRする動画等の素材を制作し、成功事例の創出を図ることを目的とする。

2 業務概要等

- (1) 委託業務名称
医療機器関連分野米国展開PR素材制作業務
- (2) 業務内容
別添「医療機器関連分野米国展開PR素材制作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。）
- (3) 委託料上限額
金7,425,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日

3 企画提案に係る日程

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年7月16日（水） |
| (2) 企画提案応募資格確認申請書提出期限 | 令和7年8月1日（金） |
| (3) 質問受付期限 | 令和7年8月1日（金） |
| (4) 質問回答 | 令和7年8月8日（金） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年8月15日（金） |
| (6) 審査委員会 | 令和7年8月21日（木） |

4 企画提案への参加資格

企画提案への参加を希望する者は、企画提案応募資格確認申請書（様式1）に（2）に掲げる書類を添付し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提案参加資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又はその役員が暴力団員でないこと。

と。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者

② 破産者で復権を得ない者

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）申請書添付書類

ア 法人又は団体の概要（パンフレット等）

イ 法人登記簿謄本（写し可）

ウ 誓約書（様式2）

ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付することにより、上記添付書類の提出は不要とする。

（3）提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時必着（郵送の場合も同様とします。）

（4）提出場所

山梨県産業政策部成長産業推進課新分野進出担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

（5）提出方法

持参又は郵送（期限までに必着）

（6）参加表明後の辞退

参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式3）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

5 企画提案に係る質問について

（1）受付期間 令和7年8月1日（金）まで

（2）提出先 山梨県産業政策部成長産業推進課新分野進出担当

電子メール seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

（3）提出方法 電子メールとし、電話にてメールの受信確認を行うこと。

（4）提出書類 質問書（様式4）

（5）その他 質問に対する回答は、令和7年8月8日（金）までにホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出について

当業務の受託を希望する者は、次により企画提案書を持参又は郵送で提出すること。提案は、1者につき1案とする。

（1）提出部数 10部（正本1部、副本9部）

（2）提出期限 令和7年8月15日（金）午後5時必着（郵送の場合も同様とします。）

（3）留意事項 別添「企画提案書作成における留意事項」を参照すること。

- (4) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県産業政策部成長産業推進課新分野進出担当

7 プレゼンテーション

- (1) 実施方法 Microsoft Teams によるオンライン
- (2) 実施日時 令和7年8月21日(木) 午後2時00分から(入室時間は、個別に通知する。)
- (3) 持ち時間 1者25分(うち説明15分以内、質疑10分を目安とする)
- (4) 留意点 プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。

8 審査方法・基準

- (1) 審査は、外部有識者等から構成される企画提案審査委員会が行う。
- (2) 企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別紙 企画提案評価基準表のとおりとし、評価の総得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。
- (3) 総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に選定しないことがある。
- (4) 総得点が同じ場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。
- (5) 提案に関して談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合には、その者の提案は無効とする。

9 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。

10 契約の締結等

- (1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合もある。)ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- (4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に県に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則(昭和39年山梨県財務規則第11号)第109条の2の規定に該当する場合は免除する。

11 連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県産業政策部成長産業推進課新分野進出担当
電話 055-223-1565
電子メール seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

企画提案評価基準

1 審査方法

- ・ 評価項目及び配点等は「2」のとおりとし、審査員1名分で100点満点とする（内容点90点満点、価格点10点満点）。
- ・ 内容点については、審査員が企画提案書等の内容の具体性・妥当性・確実性等を評価して採点する。価格点については、事務局が計算式に基づいて採点する。

2 評価項目及び配点

	評価基準	評価点	比重	配点 (評価点 ×比重)
1	業務の理解度 ・ 本業務の実施目的、事業内容及び本県の医療機器関連施策を十分に理解しているか。	5 点	2	10 点
2	委託業務の実施体制 ・ 業務内容の遂行に必要な専門知識や経験を有する担当を配置しているか。 ・ 実施体制及び役割分担が具体的に明示され、事業を円滑に進められるような体制であるか。 ・ 実現可能かつ目的達成が期待できるスケジュールか。	5 点	3	15 点
3	過去の実績・類似する業務の経験・専門知識 ・ 本業務と同種又は類似の業務実績や豊富な専門知識があり、優れた遂行能力を期待できるか。	5 点	3	15 点
4	提案内容			
	・ 仕様書を踏まえ、本事業の目的に沿った、明確かつ具体的な提案がされているか。	5 点	2	10 点
	・ コリドー推進計画や推進センターの取組み、県内企業の技術力を効果的に発信できる内容、構成であるか。	5 点	2	10 点
	・ ターゲットである米国医療機器メーカーや医療従事者等の興味、関心に合わせた提案内容であるか。	5 点	2	10 点
	・ 動画のコンセプトや構成が示され、かつ、ターゲットに対し効果的と考える理由及び根拠が適正か。	5 点	2	10 点
5	積極性・独自性 ・ 仕様書に記載されていない事項であって、業務の目的達成のために必要と認められる独自の提案項目があるか。 (該当する提案がない場合には評価点は0点とする。)	5 点	2	10 点
6	価格点 ・ 配点×応募者中の最低価格／提案者の価格 ※小数点以下第1位を四捨五入	5 点	2	10 点
合計				100 点

3 内容点の評価の考え方

評価は5点満点（最高得点5点、最低得点0点）とし、考え方は次のとおりとする。

- ・ 特に優れている／期待できる (5点)
- ・ 優れている／どちらかといえば期待できる (4点)
- ・ 普通（基準点） (3点)
- ・ やや劣る／どちらかといえば期待できない (2点)
- ・ 劣る／期待できない (1点)
- ・ 要求水準を満たしていない (0点)